

23-D-1262
2023年12月15日

検証者名：株式会社日本格付研究所

独立検証者の限定保証報告書

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

サステナビリティ・リンク・ローン

検証報告書

借入人	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
評価対象	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 サステナビリティ・リンク・ローン

検証者の結論

宛先 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

検証者の結論

株式会社日本格付研究所（以下、JCR）は、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社（借入人）に対して2023年1月27日に実行されたサステナビリティ・リンク・ローン（本借入金）が指標とする3つのKPIについて、適用される原則および規準（サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022年版）（SLLP および環境省ガイドラインを総称して「SLLP等」）に基づき、2023年12月5日時点までに借入人から提出された最新の資料・情報による検証手続を実施し関連する証拠を入手した。その結果、JCRでは本借入金の実行後に定められたSPTの進捗状況が管理されず、規準で定められた実行後レポーティングに係る開示がなされていないと信じさせる事項は、すべての重要な点において認められなかった。

▶▶▶ 主題に関する基本情報

- 借入人の正式名称：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
- 借入金の名称：サステナビリティ・リンク・ローン
- 検証機関の名称：株式会社日本格付研究所
- 検証期間：2023年10月4日から12月5日

▶▶▶ 適用される原則および規準

- サステナビリティ・リンク・ローン原則 (SLLP)¹
- サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン²

▶▶▶ 本 SLL における KPI と SPT

- KPI 1：SDGs『ありがとう』プロジェクトの契約件数
- SPT 1：3 年目終了時の累計契約件数 120 件の達成（初年度³：30 件、2 年目累計：70 件）
- KPI 2：エコキュート契約件数
- SPT 2：3 年目終了時の累計契約件数 13,500 件（初年度：4,500 件、2 年目累計：9,000 件）
- KPI 3：PC のリユース・リサイクル率（借入人に返却されたものが対象）
- SPT 3：借入人に返却された PC のリユース及びリサイクル率 100%（3 年間 100%を維持）

▶▶▶ SPT の進捗状況

SPT 1：3 年目終了時の累計契約件数 120 件の達成（初年度：30 件、2 年目累計：70 件）

表 1 SDGs『ありがとう』プロジェクトの契約件数の初年度実績⁴

	計画／実績	初年度
SDGs『ありがとう』プロジェクト の契約件数	計画	30
	実績	103

SDGs『ありがとう』プロジェクトとは

SDGs『ありがとう』プロジェクトは、顧客が SDGs に関連する設備投資を行う際、本プロジェクトに賛同すると、契約金の 0.1%を SDGs に貢献する団体（日本ユネスコ協会連盟）へ寄付を行うものである。

SDGs『ありがとう』プロジェクトの契約件数の集計範囲

対象期間：2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日

対象範囲：SDGs に関連する設備投資として、グリーンおよびソーシャル・ローン原則に適合する物件のリース契約

現状結果の理由

初年度の実績は 103 件と、計画 30 件を大きく超える結果となった。実績内訳は LED 照明（101 件）、LED 街路灯（1 件）、LED 道路照明灯（1 件）であり、JCR はこれら機器が原則に適合する事を確認した。計画を大きく超えた理由は、パートナー企業である株式会社大塚商会（大塚商会）とのアライアンスを締結したことにより、大塚商会が基盤を有する中小企業から契約件数を多く獲得する事ができたことによる。

¹ Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndication and Trading Association (LSTA). Sustainability Linked Loan Principles 2022. (<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>)

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版 (<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>)

³ 初年度：2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日（SPT1～3 共通）

⁴ 借入人から受領した情報を基に JCR 作成

SPT2：3年目終了時の累計契約件数 13,500 件（初年度：4,500 件、2年目累計：9,000 件）について

表2 エコキュート初年度契約実績⁴

	計画／実績	初年度
エコキュート契約件数	計画	4,500
	実績	7,027

エコキュート契約件数の集計範囲

対象期間：2022年10月1日から2023年9月30日

対象範囲：エコキュートのクレジット契約（借入人のクレジットカード制度を通じて販売した案件が対象）

現状結果の理由

コロナ禍から資材高騰によりエコキュートの価格が上昇している中、補助金申請等に係る手厚いサポート、金利を下げた特別クレジット制度といった借入人施策を展開したことで、顧客の契約ハードルを下げたことが影響しているものと考えている。

SPT3：借入人に返却されたPCのリユース及びリサイクル率 100%（3年間 100%を維持）

表3 PCのリユース及びリサイクル率初年度実績⁴

	計画／実績	初年度
PCのリユース及びリサイクル率	計画	100%
	実績	100%

PCのリユース及びリサイクル率の集計範囲

対象期間：2022年10月1日から2023年9月30日

対象範囲：PCのリース・レンタル満了物件（契約約定による廃棄指定、薬品等によるマテリアル抽出困難な物件を除く）

現状結果の理由

昨年度は99%の水準だったが、借入人の資産管理部が中心となり産廃事業者や中古販売業者の見直しを実施した。今まではPC本体のみの買取りだったが、資源価値を見込んで売買が出来る先と取引を開始し、併せて借入人の資源価値に関する知見も蓄積・向上した結果、従来に比べ販売出来る部品が拡大し100%を達成した。

<今後の進捗見込みについて>

SPT1 について、官公庁の道路照明等の取り組みを強化すると共に、大塚商会との連携の継続を進めていく。

SPT2 について、今後、半導体等の供給不足、価格下落に伴う現金購入層の増加、消費低迷による買い替えサイクルの長期化といった阻害要因が想定されるものの、パナソニック株式会社と共同し、長期分割クレジットに対する施策の投入などを継続的（金利手数料ゼロ施策など）に進め利便性を高める事で、更なる契約数を増やし目標達成を目指す。

SPT3 について、パートナー企業の見直しと借入人の資源価値に関する知見向上を継続していく。

▶▶▶ サステナビリティ戦略における新たな取り組みまたは強化した点⁵

- “SDGs『ありがとう』プロジェクト”寄付実施のお知らせ
～公益社団法人日本ユネスコ協会連盟から感謝状をいただきました～(2023年5月10日公表)
- 地方自治体の温室効果ガス排出量削減を目的としたマイクロ水力発電システムのリースによる導入支援 (2023年7月26日公表)
- 月額払いで LED 照明が利用できるサービスの本格展開を開始。パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社と協働で (2023年9月12日公表)
- グリーンボンドの発行 (2023年9月25日公表)
- 借入人初の統合報告書 2023 を発行 (2023年10月16日公表)

▶▶▶ 上記の進捗を裏付ける資料として借入人から受領した資料一覧

- SPT に関して借入人から受領した資料
 - ・ SPT 集計データ一式
 - ・ JCR からの質問状への回答書
 - ・ SPT サンプル証書写し
 - ・ SDGs『ありがとう』プロジェクトのカウント対象物件の判断基準
 - ・ サステナビリティへの取組

▶▶▶ 借入人の責任

借入人は、SPT の進捗状況を検証機関が把握するために適切な記録・証拠書類を検証機関に提供する責任を負う。

▶▶▶ JCR の責任

JCR は検証機関として、借入人から受領した資料の範囲において、その適切性を規準に照らして検証する責任を負う。JCR は借入人が測定し提供した結果について、その結果の十分性及び適切性について規準 (LMA 等 SLL 原則) への適合性を評価する。

⁵ 出典：借入人ホームページニュースリリース

▶▶▶ 検証手順

- 検証手順

JCR の検証者は、2023 年 10 月 4 日付の手順書に記載されている限定保証手順に基づき、検証作業を実施した。なお、当該限定保証手続は、独立監査について関連する一般原則、専門的基準、ならびに「過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務に関する国際規格(ISA 3000)」に準拠して JCR が独自に制定した手順である。

-JCR の品質管理体制の整備と検証者の独立性及びその他の職業倫理に関する規定の順守

JCR は ISQC1 と同等以上の職業専門的な要求事項又は法令等の要求事項を満たしている。JCR の検証者は適用された保証業務に関連する IESBA 倫理規程のパート A 及び B と同等以上の職業的専門家としての要求事項又は法令等の課した要求事項を満たしている。

▶▶▶ 検証作業の概要

-検証作業の範囲

借入人は、2023 年 1 月 27 日にサステナビリティ・リンク・ローンを実行した。本借入金は、SPT の進捗状況（判定対象年においては SPT と貸出条件との連動を含む）、毎年のレポートと第三者機関による検証の実施を条件として実行されるため、本検証では、設定される SPT の進捗状況に係るレポートについて検証を行い、限定的保証を行う。

- 検証手続き

JCR では、2023 年 10 月 4 日から 2023 年 12 月 5 日まで、以下の検証手続きを実施した。

- ・ 本借入金に関してあらかじめ設定された KPI・SPT 及び借入人のサステナビリティ戦略の確認。
- ・ SPT の進捗状況に係るエビデンス（記録、関連文書）の評価
- ・ 借入人の SPTs 担当者ならびに借入人のサステナビリティ戦略を企画する担当者への照会（書面提出された内容に関して追加質問がある場合に実施）
- ・ 借入人に対し、JCR が検証作業を行う際に必要とする、信頼に足る情報を提供するよう要請及び借入人より当該情報をすべて提供した旨を陳述した書面の入手。
- ・ 検証報告書および結論に関して客観的な評価をするための評価委員会の開催

▶▶▶ 検証結果

JCR は、借入人に対して実行されるサステナビリティ・リンク・ローンについて、その適用される基準に準拠して、SPT の数値に係る開示がなされていないと信ずるに足る理由を発見することが出来なかった。

▶▶▶ 検証報告書の配布及び使用の制限

本検証報告書は、借入人及び投資家の利用を目的としており、借入人及び JCR によって公表されることが

ある。JCR は、借入人の同意のもと、本検証報告書を公表する。

保証レベルに係るステートメント

限定された保証業務とは、調査を行い、分析、適切なテスト、および否定形による結論を提供するための根拠として有意義なレベルの保証を取得するのに十分な他の証拠収集手順を適用することで構成され、妥当なレベルの保証を提供するために必要な証拠のすべてを提供するものではない。実行される手順は、故意または過失が原因であるかどうかにかかわらず、特定の活動データの重大な虚偽表示のリスクを含む検証者の判断に依存する。

手続の性質と範囲を決定するにあたり、経営陣の内部統制の有効性を検討したが、このレビューは内部統制の保証を提供することを意図したものではない。JCR は JCR の得た証拠が、結論の根拠を提供するのに十分かつ適切であると考えている。

検証者の署名

梶原 敦子

責任者 梶原 敦子

玉川 冬紀

主任 玉川 冬紀

任田 卓人

担当 任田 卓人

2023年12月15日

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

本第三者検証に関する重要な説明

1. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者検証を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

2. 信用格付との関係

本第三者検証は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

3. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。また、本第三者検証の作成業務とレビュー評価の作成業務では、それぞれの業務における担当者を分けて行う等、いずれかの業務が他方の業務の結果に不当に影響を及ぼさないように留意して行っております。

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。